

農業担い手メールマガジン（第91号）

インデックス

- 現場の皆さんへ ～認定農業者制度の意義について～
- 事業活用のポイント ～担い手アクションサポート事業～
- 農業担い手経営相談コーナー ～収入減少補てんの交付と積立金の拠出～

現場の皆さんへ ～認定農業者制度の意義について～

農業者、農業関係者の皆さん、お仕事お疲れ様です。

近年の農業経営政策の流れは、認定農業者をはじめとした担い手を育成する方向で進んできました。そこで今回は、認定農業者制度の意義についてお話しします。

認定農業者制度は、わが国の農業の中心的な担い手の経営発展をサポートする仕組みとして、極めて重要な役割を果たしています。政策の主眼は、農家の皆さんが自ら経営改善を行う計画を作り、実践していただくことにあり、そうした意味で、認定農業者になるということは「地域を支える担い手としての決意表明」であると言えます。

認定農業者は、経営の改善に対して意欲を持った農業者であれば、基本的にどなたでもなっていただくことができますが、認定農業者になるということは、皆さんの「決意」に従って実践される経営改善のスタートラインに立つことであり、そこから、様々な困難に立ち向かい、創意や工夫をもって農業経営を向上させていくことが重要です。

認定農業者の方々のこうした取組を支援するため、国は様々な施策を集中的に講じています。経営安定のための支援策としては、土地利用型農業には水田・畑作経営所得安定対策が、野菜作や畜産経営の方には品目ごとの経営安定施策が用意されています。また、作目によらず、機械導入のための地域担い手経営基盤強化総合対策実験事業や経営内容の改善を支援する担い手アクションサポート事業などが利用できます。

認定農業者の皆さんは、将来的に他産業並みの農業所得が確保できるような経営に発展していくことが期待されています。われわれも皆さんの経営発展が順調に進むよう様々な支援策を講じてまいりますので、地域農業あるいは日本農業の将来を支えるため、ともに頑張っていきましょう。

■ ご意見・ご質問は下記へお願いいたします。

→ https://www.voice.maff.go.jp/maff-interactive/people/ShowWebFormAction.do?FORM_NO=120

事業活用のポイント ～担い手アクションサポート事業～

担い手アクションサポート事業は、担い手（認定農業者、集落営農組織）の皆さんの経営発展に向けた取組や活動をソフト面から支援する事業です。

認定農業者や集落営農組織に参加された方を対象として、例えば、次のような取組をはじめ、幅広い取組にかかる経費が助成されます。

- ・ 税理士や中小企業診断士など専門家からのアドバイス
- ・ 経営発展に必要な研修への参加
- ・ 先進的経営の視察
- ・ 農産加工技術の習得 など

本事業の実施主体は、都道府県や地域（市町村）に設置されている「担い手育成総合支援協議会」です。同協議会は、都道府県や市町村、農協などが相互に連携して担い手の支援にあたる総合支援窓口となっておりますので、担い手アクションサポート事業の支援を受けたいとお考えの方は、まずは最寄りの市町村や農協にご相談ください。

（経営局経営政策課経営育成推進班）

■ 担い手アクションサポート事業の詳細はこちらから。

→ <http://www.maff.go.jp/ninaite/menu1/support/index.html>

農業担い手経営相談コーナー

～収入減少補てんの交付と積立金の拠出

Q．水田・畑作経営所得安定対策の収入減少補てん（ナラシ対策）における交付金の支払いはいつから行われるのでしょうか。

A．本対策の交付金の支払いについては、農業者の方々からの交付申請を行っていた後、国において交付金額を算定・決定し、5月下旬頃から順次、農業者の方々に交付金額を通知書によりお知らせするとともに支払いを行い、6月中には支払いを終える予定となっています。

Q．水田・畑作経営所得安定対策の収入減少補てんに加入していますが、積立金は毎年拠出する必要があるのでしょうか。

A．基本的に、毎年積立金を拠出していただく必要がありますが、前年度から繰り越された積立金に残額がある場合は、残額分が今年度の積立金に充てられるため、その部分を控除した積立金を納付していただくことになります。

また、積立金の納付は、交付金が交付された後に行うことになっています（締め切りは7月末）。積立金の納付手続については、各都道府県の農政事務所から、各加入者宛にお知らせいたします（農協で代理申請をされた方につきましては、農協において手続が行われることになります）。

詳しくは、各都道府県の農政事務所にお問い合わせください。

■ ご質問・ご相談は下記へお願いいたします。

→ https://www.voice.maff.go.jp/maff-interactive/people/ShowWebFormAction.do?FORM_NO=120

編集後記

寒暖の差が激しいこの頃ですが、いかがお過ごしでしょうか。この時期は、作物の生育管理に何かと神経を使っているんじゃないかなと思います。

本メールマガジンも、一層多くの方々にお読みいただけるよう、様々な工夫を行っていききたいと思います。ご意見・ご感想等お待ち申し上げます。（Ｓ）

- 電子出版：農業担い手メールマガジン
- 発行日　：毎月２回発行
- 発行元　：農林水産省経営局経営政策課　担当：鈴木
農林水産省担い手ホームページもご覧ください！
～ 担い手への支援策、認定農業者数等、担い手情報満載！！～
→ <http://www.maff.go.jp/j/ninaite/index.html>
このメルマガの配信申込み、バックナンバーはこちらから。
→ <http://www.maff.go.jp/ninaite/mailmagazine.html>
このメルマガの配信変更、配信解除、パスワード再発行等はこちらから。
→ <http://www.maff.go.jp/j/pr/e-mag/index.html>